

# 総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

○川崎市卸売市場経営プランの改訂骨子案について

資料 1 改訂川崎市卸売市場経営プラン 骨子案

参考資料 卸売市場法の改正に伴う川崎市卸売市場経営プランの  
改訂について

経済労働局

平成 31 年 1 月 24 日

## I プラン改訂の趣旨

平成28年2月に策定した「卸売市場経営プラン」について平成30年6月に成立した改正卸売市場法を受け、旧法を前提に策定した同プランを「食品流通の合理化と公正な取引環境の確保」という改正法の趣旨・目的を踏まえて内容を改訂し、今後の市場運営のあり方を明らかにするもの。

## II 現行プラン策定後からの市場環境の変化

- 改正卸売市場法の成立・公布
  - ・開設者の民間への開放など大幅に規制が緩和
  - 市場のあり方・開設主体についての検討の必要性
- 夏季の著しい高気温による市場環境への影響の顕在化
  - ・低温施設に対するニーズの更なる高まり
- 量販店取引の拡大に伴う加工場等ニーズの更なる高まり
  - ・消費者の加工品に対する志向も加速

## III 市場の方向性を定める上での留意事項・考え方

- 市場機能の公共性・社会的役割
  - ・生鮮食料品の流通を担う基幹的な社会インフラ
  - ・災害時の災害対応拠点となる非常時のライフライン
- 公共関与の必要性－社会インフラとしての機能堅持
- 規制緩和に伴う市場運営の自由度向上
- 取扱数量の減少－全体的に減少傾向が続く
- 施設の老朽化と施設形態の変化（北部市場）
  - －長寿命化だけでなく全体的な機能更新が必要
- 本市市場の強み
  - ・北部市場－東名高速に近く交通の便に恵まれる優位性
  - －首都圏の西部に位置する立地特性
  - ・南部市場－大消費地の中心市街地、羽田空港に近接

## IV 将来における食品流通の想定

商取引の変化や情報通信技術の発達などにより、食品取引の形態が変貌し、今後卸売市場に求められる機能が変化するとしても、食品を動かすための物流拠点機能の必要性は不変である。

## V 目指すべき川崎市卸売市場（食品物流拠点）の将来像

- ◆最大限民間導入を図りながら最小限の公の経費負担により、安全安心な生鮮食料品を市民に安定的に供給し続けている。
- ◆首都圏全体の生活を支えるインフラとして、近隣都市と連携しながら一定の公共関与の下に運営がなされている。
- ◆災害時の災害対応拠点としても機能し続け、安全安心な市民生活を支えている。

### 北部市場

内陸部における発達した交通網を有するという立地優位性を活かした首都圏における広域的食品流通の拠点

### 南部市場

市街地に立地する特性を活かした地域密着型食品流通の拠点

## VI 施策の方向性

- ・消費者ニーズに合った商品を安定供給するための基本機能の強化
- ・食の安全安心、環境・災害の取組の強化
- ・効率的な機能維持手法の確保
- ・規制緩和を活かした自由度の高い取組の実施

### 【施策の方向性を踏まえて速やかに整理すべき事項】

#### 取引ルールの策定

改正法の趣旨を踏まえ、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を両立する取引ルールを策定

### 【施策の方向性を踏まえた取組手法】

#### 運営手法

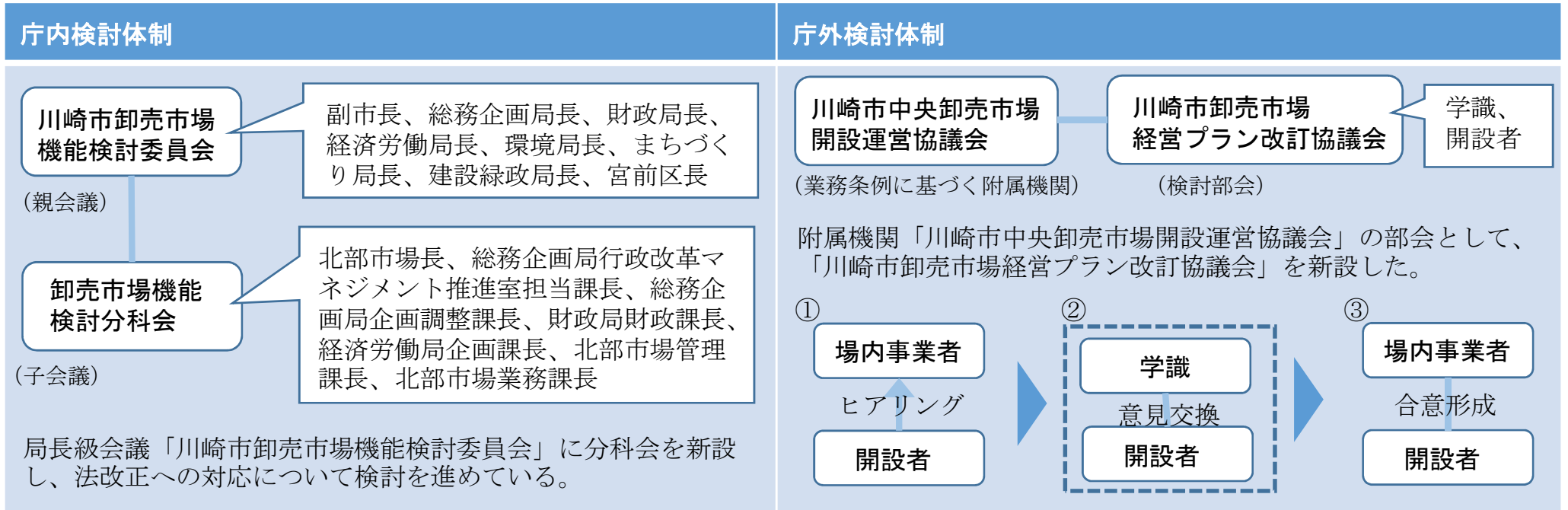
効率性と公共性の調和及び社会環境の変化等への迅速・的確な対応を可能とする柔軟な運営体制を構築するが、当面は卸売市場として現行体制を維持

#### 施設整備手法

- ・厳しい市の財政状況、今後見込まれる社会環境や食品流通・市場取引環境の急速な変化への迅速、的確な対応が必要であることを踏まえ、最大限民間活用による整備を検討
- ・特に、北部市場については、開設から36年が経過し、主要な施設が著しく老朽化していることから、全体的な機能更新が図られる整備手法を検討
- ・整備手法の検討に当たり、今後の卸売市場の運営に必要な機能の確保や民間活用の効果を最大化するため市場用地の高度利用等が必要となる場合には、土地利用や建築に係る規制への対応等について検討

## <検討体制>

「本市卸売市場の方向性を明らかにする卸売市場経営プランの改訂」と「市場内の取引ルールを規定する業務条例の改正」を庁内関係局及び場内事業者等との合意形成を通じて実現する必要がある。具体的には以下の体制により検討を進めている。



## <スケジュール>

H32年度に予定される改正法施行を踏まえて①経営プランの改訂、②業務条例の改正、③国・県への認定申請を以下スケジュールどおり実現していく必要がある。

